

・IEAのエネルギー価格予測は、強含みであるが、国内エネルギー価格は、世界的なエネルギー需要、省エネの動向、為替レート、金融市場の動向等の様々な要因が影響するため、一方向的な予見は容易でなく、環境税を通じた政策メッセージの発出の有用性は変わらない。

3. 国民経済や産業の国際競争力に与える影響

○ 現下の経済状況を踏まえた、国民経済や産業への影響
(景気、雇用、賃金、家計への影響)

○ 國際産業競争力への影響、炭素リーケージの可能性

国民経済や産業の国際競争力に与える影響は小さいが、税制の設計の仕方によって、経済への影響をさらに緩和することができる。

：マクロ経済への影響

- ・2009年から、昨年の環境省案の炭素トン当たり2,400円の環境税の税収と同規模の財源が温暖化対策に使われる場合を想定し、長期エネルギー需給見通しに示された対策が補助金を受けて導入促進されると仮定し、課税と補助との組み合わせによる経済影響を試算した。その結果、GDPへの影響について、2009年から2012年の平均で、BaU比0.055%分減とわずかながら減少となると推計された。また、環境省案のとおり、大口排出者が削減努力をした場合には8割軽減とするなどの課税及び補助の程度を軽減した場合のGDPはBaU比0.042%分減、さらに、ガソリン、軽油等への適用を停止した場合は、BaU比0.029%分減の試算が得られた。

- ・また、同様の前提で、部門別に財源効果の与える影響について試算を行ったところ、温暖化対策に資する断熱材、省エネ機器等の材を供給する部門等については、対策の実施により、活動水準がBaUケースと比べて拡大するとの試算が得られた。

- ・環境税の税収が、トップランナー型の環境により機器等に対する追加的な支援として使われた場合は、経済モデルで予め予測することは困難ではあるものの、新しい需要創出が行われ、環境産業やエネルギー効率的なものを製造する産業に対して、非常に大きな刺激を与える。新しい産業が育つことで逆にGDPが上昇する、新しい雇用が生まれることも大いに考えられる。

：炭素リーケージ

- ・一般に炭素リーケージは、国内のエネルギー価格が上昇することにより、相対的にエネルギー価格の安い海外へ生産拠点が移転したり、または、国内製品の価格が海外製品の価格より割高になって海外製品の需要が高まり、海外での生産量が増大し、そこでのCO₂排出量が増加することをいう。環境税の課税による炭素リーケージの

指摘もあるが、海外への生産移転に関しては、海外移転は、為替レート、賃金、市場近接性その他様々な要因に依存し、とりわけ、これまでの海外直接投資動向を見ると、労働コスト要因が大きい。このため、課税によるエネルギーコストの上昇だけによって、立地という重要な企業行動に大きな影響が生じるとは考えにくい。事実、我が国の企業は、環境規制が厳しく、エネルギーコスト等の極めて高い欧州等にも進出、立地している一方、発展途上国等にも既に大規模に進出している。

- ・IPCC第四次報告書において、いわゆる炭素リーケージ率（京都議定書削減目標を持たない国の排出量増加分を、削減目標を持つ国の排出量減量分で除した率。仮に削減目標を持つ国で1,000万CO₂トン削減されたものの、削減目標を持たない国で200万CO₂トン増加した場合、20%となる。）について、不確定な幅として5%から15%又は6%から17%に過ぎないと紹介されている。すなわち、全世界を通じて見れば、先進国のみによる対策であっても、世界全体の排出量は有意に削減される。さらに同報告書によれば、炭素リーケージは先進国による途上国向けの技術移転を促し、途上国の排出削減に寄与する側面があり、このようなリーケージの有益な効果は、エネルギー多消費型産業において特に重要であるとも指摘されている。
- ・また、経済発展と排出効率の関係について、先進国では1人当たりGDPが大きくなると、排出効率が緩やかに改善しており、発展途上国においても、昨今かなり顕著に排出効率が改善してきている。貿易を通じた産業の垂直分業が環境対策によって加速化される結果、途上国の環境パフォーマンスが急速に改善されていく事実にも留意が必要である。
- ・なお、炭素リーケージについては、環境税にのみ伴う固有の現象ではないことにも留意が必要である。また、わが国は、新興国や途上国にも温室効果ガスの排出削減に向けて応分の負担を果たすべきと主張しているところであり、それが実現すれば、炭素リーケージの可能性はさらに小さくなると考えられる。

○ 軽減方策

（諸外国における軽減措置等）

既に環境税を先行導入している諸外国でも軽減措置に工夫が見られる。環境税の経済影響を緩和することは可能。我が国の実情に合った軽減方策について検討が必要。

：諸外国の例

- ・諸外国における軽減措置は、各国の実情に応じて、産業政策やエネルギー政策等様々な理由で講じられている。例として、イギリス、オランダ及びデンマークでは、大口排出者について、例えばCO₂削減目標等に係る協定を企業が政府と締結し、削減の実効性が担保されれば、それとのバランスで、環境税を軽減又は免税している。
- ・鉄鋼業等エネルギー多消費産業では影響が大きい場合もあることから、必要な軽減措置を個々に講じるべきである。